



# 佐賀県公報

平成 29 年 10 月 10 日（火曜日）号外

## 選挙管理委員会事項

衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙長及び選挙長職務代理者の選任（告示・41）

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（＼・42）

衆議院小選挙区選出議員選挙における佐賀県第 1 区選挙区において候補者届出政党及び候補者から届出のあった選挙会の選挙立会人となるべき者が 10 人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が 3 人以上あるときのくじを行う場所及び日時（衆議院小選挙区選出議員選挙佐賀県第 1 区選挙区選挙長告示・1）

衆議院小選挙区選出議員選挙における佐賀県第 2 区選挙区において候補者届出政党及び候補者から届出のあった選挙会の選挙立会人となるべき者が 10 人を超えるとき又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が 3 人以上あるときのくじを行う場所及び日時（衆議院小選挙区選出議員選挙佐賀県第 2 区選挙区選挙長告示・1）

衆議院小選挙区選出議員選挙における佐賀県第 1 区選挙区において選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が 3 人以上となったときのくじを行う場所及び日時（衆議院小選挙区選出議員選挙佐賀県第 1 区選挙区選挙長告示・2）

衆議院小選挙区選出議員選挙における佐賀県第 2 区選挙区において選挙会の選挙立会人が定まった後、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人が 3 人以上となったときのくじを行う場所及び日時（衆議院小選挙区選出議員選挙佐賀県第 2 区選挙区選挙長告示・2）

衆議院小選挙区選出議員選挙の選挙会の場所及び日時（告示・43）

衆議院比例代表選出議員選挙の佐賀県選挙分会長及び佐賀県選挙分会長職務代理者の選任（＼・44）

衆議院比例代表選出議員選挙において投票所内の投票の記載をする場所における名簿届出政党等の名称及び略称の掲示並びに投票所内のその他の適当な箇所における名簿届出政党等の名称及び略称並びに名簿登載者の氏名及び当選人となるべき順位の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（＼・45）

衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時（＼・46）

衆議院比例代表選出議員選挙において衆議院名簿届出政党等から届出のあった佐賀県選挙分会の選挙立会人となるべき者が10人を超えるときにくじを行う場所及び日時（衆議院比例代表選出議員選挙佐賀県選挙分会長告示・1）

衆議院比例代表選出議員選挙の佐賀県選挙分会の場所及び日時（告示・47）

最高裁判所裁判官国民審査の審査分会長及びその職務代理者の選任（＼・48）

最高裁判所裁判官国民審査の審査分会の場所及び日時（＼・49）